

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第12号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給地域)</p> <p>第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、大阪市、さいたま市、府中市、名古屋市、<u>豊田市</u>、<u>千葉市</u>、<u>福岡市</u>、<u>仙台市</u>、<u>札幌市及び多賀城市</u>に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 4級地 <u>千葉市及び福岡市</u>に属する地域</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 6級地 <u>札幌市及び多賀城市</u>に属する地域</p>	<p>(支給地域)</p> <p>第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、大阪市、さいたま市、府中市、名古屋市、豊田市、<u>福岡市及び仙台市</u>に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 4級地 <u>福岡市</u>に属する地域</p> <p>(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。